

別表3 調査手数料の基本額及び徴収方法（第12条第1項）

業種	*申請品目数 (～まで)	**審査料	検査料
生産行程管理者 (農産物、飼料)	1～20	180,000	下記の計算式から 算出
生産行程管理者 (加工食品)	1～20	240,000	
生産行程管理者 (畜産物)	1	220,000	
小分け業者	1～	220,000	
輸入業者	1～	200,000	

\*生産行程管理者（農産物、飼料、加工食品）について、申請品目数が20を超える場合は、20品目ごとに20,000円加算する。生産行程管理者（畜産物）については、家畜・家きんの種類ごとに20,000円加算する。

\*\*この料金には、生産行程管理者（加工食品）、小分け業者、輸入業者の審査料には、主たる1施設（輸入業者は、受入保管施設一つ分）を含む。これを超える施設がある場合は、規模、所在地の実情に基づき、算出する。輸入業者の受入保管施設は20,000円、その他（生産行程の一部に関する施設等）は、20,000円～200,000円（規模に応じて設定）とする。

・認証事業者または認証に係る施設の住所変更において、新規認証となる場合も、別表3の料金が適用される。

#### 検査料

検査報告書：40,000円/1業種（上記表に示す業種ごと。例：小分け業者⇒1業種）

検査時間費用：前年度の検査時間をもとに算出

交通移動費：前年度の交通移動費をもとに算出

無通告調査費：3,000円/1事業者

\* JAS法で要求される無通告調査に係る費用を全事業者で負担する。そのため、無通告調査の対象となった事業者への追加費用の請求は行わない。

検査時間＝検査終了時間－検査開始時間－休憩時間

交通移動時間＝（到着時間－移動開始時間（往復））

\* 実地検査に係る交通費、旅費及び宿泊費等は申請者の負担とする。前年度に交通費を他社と折半した場合はこの限りではない。また、申請者の都合で検査日を変更した時に伴う旅費・宿泊費等のキャンセル料は、申請者の負担とする。

\* 審査料、検査報告書料及び検査時間費用は、原則として検査日まで又は請求書記載期日までに振込にて行う。

\* 追加の検査時間、交通移動費及び交通費、旅費及び宿泊費等は原則として請求しない。検査当日に大幅な検査時間の追加、交通手段の変更などが生じた場合はこの限りではない。追加で請求が生じた場合は調査終了後に請求書を発行し、請求書記載期日までに振込にて徴収する。

\* 翌年の年次検査請求は、本実績をもとに算出する。

#### 【キャンセル料】

以下の場合にキャンセル料が発生する。

- ① 認証の継続の意思を確認後、1ヵ月を経過して認証の取り下げを申し出た時。調査手数料の10%を請求する。
- ② 検査日が確定後に認証の取り下げを申し出た時。調査手数料の全額を請求する。

#### 外国の認証事業者に対しての調査手数料

外国の申請者は、Ecocert SAを経由して調査することができる。費用請求は、以下の料金表に基づき、Ecocert SAから行う。

業種	審査料及び検査料(€)
生産行程管理者 (農産物、飼料、畜産物)	707~/1日
生産行程管理者 (加工食品)	707~/1日
小分け業者	707~/1日

- \* 上記の料金の徴収は原則として審査料及び検査料は2月に請求し、翌月末日までに振込にて行う。
- \* 実地検査に係る交通費、旅費及び宿泊費等は申請者の実費負担とする。